

● 東京都告示第五百九十五号

第七百二十七条の二第一項の規定により、東京都条例第五十六号（昭和三十五年）  
長）において別に告示で定めることとされ、  
法人の都民税、個人の子割、配当割及び株式等譲渡所得割、  
人の事業税、個人の子割、配当割及び株式等譲渡所得割、  
第二百二十六号（第七十二条の五）第五項及び第二項の  
規定による申告（年中途において事業を廃止した場合を  
除く。）に限る。）、地方消費税並びに都たばこ税に係るもの  
を除き、その納期限等が令和元年十月十二日から令和二年  
四月二十九日までの間に到来するものについて、同月三十  
日とする。

令和二年四月九日

東京都知事 小池百合子